

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月27日

【発行者名】 ケネディクス・レジデンシャル投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 佐藤 啓介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

【事務連絡者氏名】 ケネディクス不動産投資顧問株式会社  
レジデンシャル・リート本部企画部長 山本 晋

【連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目1番6号

【電話番号】 03-5157-6011

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

ケネディクス・レジデンシャル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の運用体制が以下のとおり変更されますので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 変更の理由

本投資法人は、平成30年3月1日を効力発生日とする、本投資法人を吸収合併存続法人、ジャパン・シニアリビング投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)により、現在ジャパン・シニアリビング投資法人が保有するヘルスケア施設を受け入れるとともに、本合併後においては主要な投資対象の一つとしてヘルスケア施設への更なる投資を予定していることから、本合併の効力発生を条件として、専門性を必要とするヘルスケア施設への投資及び当該施設の資産運用業務を担う専門部署として、レジデンシャル・リート本部ヘルスケア投資運用部を新設します。

これに伴い、本投資法人が資産の運用を委託するケネディクス不動産投資顧問株式会社は、レジデンシャル・リート本部運用委員会規程の一部変更を決定しており、以下のとおり本投資法人の運用体制が変更されることとなりました。

### (2) 変更の内容についての概要

平成29年10月30日付で提出された有価証券報告書の「第一部ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 投資法人の運用体制 (ハ) 委員会の概要」の一部が本合併の効力発生日付で以下のように変更されます。

なお、特に断らない限り、平成29年10月30日付有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

\_\_\_\_\_の部分は変更箇所を示します。

## 第一部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

## 1 投資法人の概況

## (4) 投資法人の機構

## 投資法人の運用体制

## (ハ) 委員会の概要

KDR運用委員会及びコンプライアンス委員会の概要は、以下のとおりです。

## a. KDR運用委員会

委員	レジデンシャル・リート本部長（委員長）、レジデンシャル・リート本部資産投資部長、レジデンシャル・リート本部資産運用部長、 <u>レジデンシャル・リート本部ヘルスケア投資運用部長、レジデンシャル・リート本部ヘルスケア投資運用部担当部長、</u> レジデンシャル・リート本部企画部長、コンプライアンス・オフィサー、財務経理部長及び外部委員（注）
（中略）	
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>議決権を有する委員の3分の2以上の出席を要するものとします。ただし、レジデンシャル・リート本部長、コンプライアンス・オフィサー及び外部委員（上記iv.からvi.までに規定する事項及びそれらに付随又は関連する事項を審議及び決議する場合にはレジデンシャル・リート本部長及びコンプライアンス・オフィサー）は必ず出席を要するものとします。</u></li> <li>・ <u>外部委員及びレジデンシャル・リート本部長を含む議決権を有する出席委員の3分の2以上の賛成により決議します。</u></li> <li>・ <u>決議について、特別の利害関係を有する委員（レジデンシャル・リート本部利害関係取引規程（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（2）レジデンシャル・リート本部利害関係取引規程」に定義されます。以下同じです。）上の利害関係取引における利害関係者（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（2）レジデンシャル・リート本部利害関係取引規程 利害関係者」に定義されます。以下同じです。）の役員兼任者を含みますが、これに限りません。）は、議決に加わることができません。この場合、当該委員は、委員の数及び出席委員の数に算入しません。</u></li> <li>・ <u>レジデンシャル・リート本部長、コンプライアンス・オフィサー又は外部委員が決議について特別の利害関係を有する委員に該当する場合、上記にかかわらず、当該委員が議決に参加することなくKDR運用委員会は開催できるものとします。</u></li> <li>・ <u>レジデンシャル・リート本部長又は外部委員が決議について特別の利害関係を有する委員に該当する場合、上記にかかわらず、当該委員の賛成を得ることなくKDR運用委員会の決議を行えます。</u></li> <li>・ <u>決議について、レジデンシャル・リート本部ヘルスケア投資運用部担当部長は、ヘルスケア施設のみに係る審議・決議事項のみについて、議決権を有するものとします。この場合、レジデンシャル・リート本部ヘルスケア投資運用部担当部長は、議決権を有しない議案に関して、委員の数及び出席者の数に算入しません。</u></li> <li>・ <u>コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス上重大な問題があると判断する場合、KDR運用委員会の審議中においても議案を起案部署に差し戻すことができます。</u></li> </ul>

（後略）

## (3) 変更の年月日

平成30年3月1日（予定）